

「銚子市国民健康保険の保険料率見直しについて」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果

◆意見の募集期間：令和 3 年 12 月 27 日（月）から令和 4 年 1 月 18 日（火）

◆提出があった意見数：1 名（2 件）

ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
<p>○資産割廃止は賛成</p> <p>まず、今回の保険料率見直しについて、資産割の廃止は賛成です。銚子市は県内唯一、資産割賦課している自治体とのことです。廃止は当然です。</p>	<p>今回の見直しについては、保険料率を据え置きとしていた 10 年間に生じた課題の中で、2 つの課題を解消するため見直しを行うもので、資産割廃止による減収分の財源として介護分を引き上げるものではありません。</p> <p>介護分の保険料は、40 歳から 64 歳の介護保険第 2 号被保険者が負担すべき保険料で、これまでは不足分を医療分の剰余金で対応していました。</p>
<p>○市民への負担増は反対</p> <p>減収分の財源として、64 歳までの介護分保険料の所得割の引き上げに求めることには反対です。</p> <p>市財政が厳しい状況ではあると思いますが、現在のコロナ禍で市民生活が厳しい状況に置かれている下で更に市民への負担増となることは行わないで下さい。</p> <p>財源については、高額所得者を除く市民の負担にならない方法で確保して下さい。例えば、コロナ関連の交付金等からの繰入、所得格差が極度に増大しているもとで高額所得者からは保険料上限を撤廃するなどして確保して下さい。</p> <p>市独自ではできないことについては、国へ強く要望すべきです。本来、国民の健康で文化的な生活と社会福祉・社会保障の向上は憲法 25 条で定められた国の責任です。市民負担はゼロとすべきです。</p>	<p>しかしながら、介護保険第 2 号被保険者以外が介護分の保険料を負担している現状は、制度の趣旨にそぐわない運用であることから見直すこととし、介護保険第 2 号被保険者に適正な保険料を負担いただくため、介護分保険料率を引き上げようとするものです。</p> <p>今回お示しした改定(案)は、令和 4 年度の標準保険料率の仮数値に基づく試算ですが、今後、千葉県から標準保険料率の確定値が示されますので、これを参考として、保険料必要額の確保と負担の公平性を図り、介護分の保険料率を決定いたします。</p> <p>ご提案の、コロナ関連の交付金等は用途が限定されており、保険料不足の補てんは対象外となっています。</p> <p>また、保険料上限を撤廃して高額所得者から保険料を確保することについては、令和 4 年度に国が定める上限額が引き上げられ、医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分総額で 102 万円(現行 99 万円)になり、これを超えて保険料を徴収することはできません。</p> <p>なお、国に対しては、各関係団体等を通じて、公費負担の更なる拡充を要望してまいります。</p>